

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に従い、国際的ベストホテルを目指す企業として最も優れたサービスと商品を提供することにより、ブランド価値の維持向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実により、経営の透明性、健全性、効率性を向上させ、株主、顧客等各ステークホルダーの信頼確保に努め、持続的に企業価値を高めることが重要とらえております。

以上を踏まえ当社は、社外取締役の選任による取締役会の監督機能の強化、監査役および内部監査の連携による経営の監視体制の充実、執行役員制度の導入による経営の健全性と効率性の向上を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めることを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は現在、招集通知の英訳、英語でのIR情報の開示や、議決権電子行使プラットフォームは導入しておりませんが、今後、外国人株式保有比率の変化のほか、市場の動向に鑑み検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価の方法や、その結果の概要の開示につきましては、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引関係の円滑化による中長期的な企業価値向上を目的として、上場株式を保有することがあります。純投資目的では保有しておりません。なお保有状況は有価証券報告書に明記し、取締役会に報告しております。

また、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社と投資先企業双方の持続的成長と、中長期的な企業価値向上に資するか否かを基準として総合的に判断し、議決権を行使する方針としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との自己取引、利益相反取引を行う場合は、会社法の規定に従い、事前に取締役会の承認をとり、事後に実際に行われた取引の内容について取締役会で報告を行っており、こうした手続によって、取締役会や監査役が監視を行っております。

また、当社と主要株主等との取引については、当社の意思決定に影響を及ぼす内容・規模であると判断した場合、事前に取締役会に報告し、取締役会の承認を得たうえで実行することとしております。

なお、当社は現時点においては上記に相当する取引はありませんが、発生した場合には、関連法令に従って適切に開示いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念および経営計画につきましては、当社ホームページに記載しております。

(<http://www.imperialhotel.co.jp/j/company/index.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、企業理念に従い、国際的ベストホテルを目指す企業として最も優れたサービスと商品を提供することにより、ブランド価値の維持向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の充実により、経営の透明性、健全性、効率性を向上させ、株主、顧客等各ステークホルダーの信頼確保に努め、持続的に企業価値を高めることが重要とらえております。

以上を踏まえ当社は、社外取締役の選任による取締役会の監督機能の強化、監査役および内部監査の連携による経営の監視体制の充実、執行役員制度の導入による経営の健全性と効率性の向上を図り、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、その強化に努めることを基本方針としております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社取締役会は、平成28年6月28日開催「第175期定時株主総会」の決議をもって、役員賞与を廃止し、以下内容にて役員報酬体系の見直しを行いました。

取締役については、役位に応じた基本部分と業績との連動性を高めた部分から成る報酬体系とし、社外取締役および監査役については定額の報酬体系とするとともに、その他諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された範囲内で役員報酬を支給することといたしました。

なお、これに合わせ役員報酬規程も改定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、経営陣幹部の選任については、それぞれの経験・実績等を分析しながら、その資質や意思決定能力等を十分に有する者を指名しております。

社内取締役候補者は、それぞれ各部門での経験・実績や知識・専門性を有する者を指名し、また、社内監査役候補者は、当社経理部門に長く携わり、財務・会計に関する知見を有する者を指名しております。

なお、社外取締役および社外監査役は、取締役会全体の監督・監視機能の強化を図るべく、多様な知見や豊富な経験を持つ候補者をそれぞれ指名しております。

(5) 取締役・監査役候補者の個々の指名・選任理由

当社取締役会は、取締役候補者および監査役候補者の指名・選任にあたっては、株主総会招集通知において、個々の略歴・地位および指名・選任理由を記載し、開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款で定められた事項ならびに経営方針その他重要事項を決定しております。

また、情報共有と意思決定の迅速化と効率化を確保すべく、経営会議において、取締役会から委嘱を受けた事項および会社の業務執行全般にわたる事項等を審議・決定しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在独立社外取締役を2名指定しております。

当該者が有する経営全般に関する豊富な経験と高度の専門性に加え、社内取締役とは異なった視点に基づいた、客観的な指摘や有益な助言によって、当社経営の監督において十分にその機能を果たしていると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、社外取締役の独立性について、第一に、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、その独立性を阻害するおそれがないかについて判断します。

さらに、当該者が有する経営全般に関する豊富な経験と、高度の専門性に基づく客観的な指摘や有益な助言により、当社経営の監督において期待することができるか否かといった観点から、独立社外取締役を指定しております。

【補充原則4-11-1】

当社取締役会は、当社が持続的に企業価値を高めるためには、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスに加えて、専門知識の多様性も必要と考えております。

これを踏まえ、社外取締役については、取締役会の監督機能の強化を図るべく、多様な知見や豊富な経験を持つ者を選定しており、社内取締役については、それぞれ各部門での経験・実績や知識・専門性を有する者を選定しております。

【補充原則4-11-2】

当社取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その兼任状況については、株主総会招集通知『3. 会社役員に関する事項』に記載し、同書類を当社ホームページ内『IR情報』に掲載しております。(<http://www.imperialhotel.co.jp/j/company/financial.html>)

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の実効性についての分析・評価の方法や、その結果の概要の開示につきましては、今後検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

当社における取締役・監査役に対するトレーニングの方針については以下のとおりです。

新任役員に対して、取締役・監査役の責任および法務・財務知識を習得すること、また経営課題に対する意思決定力の強化を図ることを目的として、その就任時ごとに研修を行い、広範な知識習得に努めております。

役員に対しては、それぞれの役職や職務経歴等に応じ、当社経営や取組み課題について、また当社実情に即した法務知識・財務知識等についてそれぞれ研修を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主総会を株主との重要な対話の場と位置付け、当社事業に関する十分な情報開示を確保するとともに、株主からの意見・質問に対し、議長、業務執行取締役および執行役員が、専門的な知識・経験および実績をもとに詳細に回答し、理解を得られるよう努めるなど、株主との対話を行っております。

また株主総会以外の対話につきましては、ホテル事業担当、経理・財務担当、総務担当等が連携をとり、個別に対応しております。

なお、当社に関する重要情報については、適時・適切に開示することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井不動産株式会社	19,700,000	33.16
アサヒビール株式会社	3,408,000	5.73
株式会社大和証券グループ本社	3,045,000	5.12
株式会社みずほ銀行	2,952,000	4.96
日本生命保険相互会社	2,918,000	4.91
富国生命保険相互会社	2,654,000	4.46
サッポロビール株式会社	2,500,000	4.20
清水建設株式会社	2,500,000	4.20
第一生命保険株式会社	2,338,000	3.93
鹿島建設株式会社	2,300,000	3.87

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋山 智史	他の会社の出身者								○			
村上 隆男	他の会社の出身者								△			
荻田 伍	他の会社の出身者								△			
鈴木 茂晴	他の会社の出身者								○			
筒井 義信	他の会社の出身者								○			
斎藤 勝利	他の会社の出身者								○			
飯沼 喜章	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 智史	○	富国生命保険相互会社 取締役会長 (平成13年6月 当社社外取締役選任) (平成25年6月 当社独立役員指定)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験により、常勤取締役や執行役員とは違った視点に基づいた客観的、独立的立場からの指摘や有益な意見を頂いており、当社経営に対する監督を含めた社外役員の独立性の観点から適切な方と考え、独立役員として指定しております。 同氏は、富国生命保険相互会社の取締役会長を現在務めております。当社は同社と取引

			が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
村上 隆男	○	サッポロホールディングス株式会社 相談役(平成19年 当社社外取締役選任) (平成27年6月 当社独立役員指定)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験により、常勤取締役や執行役員とは違った視点に基づいた客観的、独立的立場からの指摘や有益な意見を頂いており、当社経営に対する監督を含めた社外役員の独立性の観点から適切な方と考え、独立役員として指定しております。 同氏は、サッポロホールディングス株式会社の代表取締役会長を平成25年3月まで務めておりましたが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
荻田 伍		アサヒグループホールディングス株式会社 相談役(平成22年6月 当社社外取締役選任)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験を有し、当社経営に対する監督において適切な方として選任しております。 同氏は、アサヒグループホールディングス株式会社の代表取締役会長を平成26年3月まで務めておりましたが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
鈴木 茂晴		株式会社大和証券グループ本社 取締役会長兼執行役(平成23年6月 当社社外取締役選任)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験を有し、当社経営に対する監督において適切な方として選任しております。 同氏は、株式会社大和証券グループ本社の取締役会長兼執行役を現在務めております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
筒井 義信		日本生命保険相互会社 代表取締役社長(平成23年6月 当社社外取締役選任)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験を有し、当社経営に対する監督において適切な方として選任しております。 同氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役社長を現在務めております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
斎藤 勝利		第一生命保険株式会社 代表取締役会長(平成25年6月 当社社外取締役選任)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験を有し、当社経営に対する監督において適切な方として選任しております。 同氏は、第一生命保険株式会社の代表取締役会長を現在務めております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
飯沼 喜章		三井不動産株式会社 代表取締役 副社長執行役員(平成26年6月 当社社外取締役選任)	経営全般に関する高度の専門性と豊富な業務経験を有し、当社経営に対する監督において適切な方として選任しております。 同氏は、当社の主要株主である三井不動産株式会社の代表取締役 副社長執行役員を現在務めております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人からの報告の受領、情報の聴取等を行うとともに、意見交換会(当期定例4回・その他随時)を実施し、監査の実効性の確保に努めております。会計監査人につきましては、当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。内部監査部門は、内部監査計画に基づき行う日常的な監査、報告の受領、聴取の他、財務報告の信頼性の確保、子会社を含めた業務の適法性、効率性等についての監査の実施結果について、監査役に随時報告し、監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大戸 武元	他の会社の出身者										△			
岩倉 正和	弁護士													○
飯野 健司	他の会社の出身者									△	△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大戸 武元		(平成23年6月 当社社外監査役選任)	経営についての高度の専門性と豊富な業務経験と知識を有し、当社経営への適切な監視ができる方として選任しております。 同氏は、株式会社ニチレイの代表取締役会長を平成19年6月まで務め、平成27年3月まで同社の相談役を務めておりましたが、現在は退職しております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
岩倉 正和	○	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 (平成23年6月 当社社外監査役選任) (平成25年6月 当社独立役員指定)	弁護士としての高度の専門的知識と企業法務の豊富な業務経験を有し、当社経営陣から独立した客観的、中立的立場からの指摘や有益な意見を頂いており、当社経営への監視を含めた社外役員の独立性の観点から適切であると考え、独立役員として指定しております。 同氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士を務めており、当社は同法律事務所と

		取引が存在します(但し、顧問契約はありません)が、その取引は、当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。
飯野 健司	三井不動産株式会社 常任監査役 (平成28年6月 当社社外監査役選任)	経営についての高度の専門性と豊富な業務経験と知識を有し、当社経営への適切な監視ができる方として選任しております。 同氏は、当社の主要株主である三井不動産株式会社の常任監査役を現在務めております。当社は同社と取引が存在しますが、その取引は当社の意思決定に影響を及ぼす規模のものではなく、また個人的な利害関係を有するものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
--	--------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---------------------------------	--

当社取締役会は、平成28年6月28日開催「第175期定時株主総会」の決議をもって、役員賞与を廃止し、以下内容にて役員報酬体系の見直しを行いました。

取締役については、役位に応じた基本部分と業績との連動性を高めた部分から成る報酬体系とし、社外取締役および監査役については定額の報酬体系とするともに、その他諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された範囲内で役員報酬を支給することといたしました。

なお、これに合わせて役員報酬規程も改定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新	
---------------------------------	--

平成27年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

取締役15名：326百万円、監査役4名：46百万円

※上記のうち、社外取締役7名、社外監査役3名の報酬等の合計額は45百万円です。

※上記報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額58百万円(取締役15名・54百万円、監査役4名・3百万円、うち社外取締役7名と社外監査役3名の4百万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

平成28年6月28日開催「第175期定時株主総会」の決議をもって、役員賞与を廃止し、以下内容にて役員報酬体系の見直しを行いました。

取締役については、役位に応じた基本部分と業績との連動性を高めた部分から成る報酬体系とし、社外取締役及び監査役については定額の報酬体系とするともに、その他諸般の事情を勘案して、取締役の報酬等を年額450百万円以内(内 社外取締役40百万円)、監査役の報酬等を年額80百万円といたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐するセクションとして総務部の2名が担当し、社外役員と常勤役員との連絡、書類の送付等のサポートを行っております。必要がある場合には、議事の内容について担当役員からの事前説明を行っております。また、取締役会、監査役会を欠席した社外取締役・社外監査役に会議資料を必ず送付するとともに、必要がある場合には担当役員からの説明も行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社コーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役会

当社は現在、取締役15名(うち社外取締役7名)が選任されており、「取締役会」を原則月1回開催し、取締役会規程に基づき、法令ならびに定款で定められた事項ならびに経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員による職務の執行を監督しております。

(2) 監査役会

当社は現在、監査役5名(うち社外監査役3名)が選任されており、「監査役会」を原則月1回開催し、監査役会規程に基づき策定された監査方針、監査計画および監査方法に従い、業務及び財産の状況の調査を行うとともに、取締役会その他の重要な会議への出席、重要書類の閲覧などから、取締役の職務執行を監査しております。

なお、社内監査役2名は、当社経理部門に長く携わり、財務・会計に関する知見を有する者として選任されております。その他、監査役の機能強化に係る取組状況は、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役のサポート体制」にそれぞれ記載のとおりです。

(3) 経営会議

「経営会議」は、「取締役会」を補完する機関として毎月開催し、取締役会に付議する事項および会社の業務執行全般にわたる重要事項等を審議し決定することで、情報共有化と意思決定の迅速化と効率化を確保しております。

(4) 常務会

「常務会」は、役付役員で構成され随時開催し、経営会議等の機関に付議する事項および会社の業務執行全般にわたる重要事項について、十分な情報収集とそれに基づく検討協議を経ることにより、会社の意思決定の適正性及び合理性を確保しております。

(5) 内部監査の状況

「内部統制部」を設置し、内部監査計画に基づき財務報告の信頼性の確保、子会社を含めた業務の適法性、適正性、効率性等について定期的に監査を実施し、その結果は、取締役会や経営会議において報告されております。

(6) 会計監査の状況

当社は会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお監査は、監査役および内部統制部門との連携のもと、適宜行われております。

(7) コーポレート・ガバナンスの強化を目的として、その他各種委員会を以下の通り設置しております。

・「リスク管理委員会」

当社の事業運営に伴う各種リスクの適正な分析評価と予防措置、発生時の被害最小化、事業継続性確保などの対応策を検討するとともに、従業員の法令遵守や倫理意識向上にむけ、各種規程の整備拡充や教育訓練の実施を推進しております。

・「食の安全と信頼委員会」

日常的な食の安全管理を再徹底するとともに、食の安全と信頼の確保という社会やお客様の期待に応え続けることのできる管理体制の整備に取り組んでおります。

・「環境委員会」

法令に定められた環境基準を遵守するとともに、地球温暖化ガス排出量抑制にむけた各種施策の策定と実施、さらに実施状況の検証と是正を一定のサイクルで実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外役員を選任することにより、取締役の業務執行に対する監督機能の向上を図っております。

さらに、執行役員制度の導入により、経営の監督機能と業務執行を分離することによって権限と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応し、経営の健全性と効率性を高めることに努めております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、実効的な監査体制を構築しております。

取締役会においては、取締役15名のうち7名が社外取締役であり、監査役会においては、監査役5名のうち3名が社外監査役であります。

なお、これらの社外役員は、法が定める要件に合致することを確認の上、人格、見識、社会的地位、経歴などをもとに選任しております。

社外役員の経営全般に関する豊富な経験と高度の専門性により、常勤取締役や執行役員とは違った視点に基づいた、客観的、独立的立場からの監督・監視の機能が実現しております。その結果、取締役会での判断の透明性、公平性が確保されていると認識しております。

以上の体制を採用することで、当社は、経営の透明性、健全性、効率性を向上させ、株主、顧客等各ステークホルダーの信頼確保に努め、また持続的に企業価値を高めることに努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日以上前に発送することに努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日を避けた日程に設定することに努めております。
その他	株主総会招集通知を、東京証券取引所へ提出することに加え、当社ホームページ内『IR情報』に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内『IR情報』において、決算情報、適時開示情報、有価証券報告書、株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンス報告書、株式情報等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は「創業の精神を継ぐ日本の代表ホテルであり国際的ベストホテルを目指す企業として、最も優れたサービスと商品を提供することにより、国際社会の発展と人々の豊かでゆとりある生活と文化の向上に貢献する」を企業理念としております。</p> <p>この理念のもと、当社は、ホテルを構成する要素として重視している、ハード、ソフト、ヒューマンの3つが高品位にバランスよく整うよう努力を重ね、お客様の期待に応え、かつ顧客満足度の向上を図り、ブランド価値を維持し高めるとともに、利益の確保に努めております。</p> <p>これらの日々の事業活動に加えて、それぞれのステークホルダーに対し「社会とともに」社会貢献、地域社会との共生、環境への配慮 「お客様とともに」お客様の安心・安全の確保 「株主とともに」長期にわたる安定的な経営基盤に基づく安定配当の継続 「従業員とともに」従業員の安全・健康、働きがいのある職場環境づくり といった観点のもと、各種取組みを取締役会・経営陣がリーダーシップをとり継続的に推進しております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、環境活動の基本方針を定めるとともに、社長を委員長とし、全役員・全部長・子会社社長をメンバーとする「環境委員会」の下、活動テーマ別に部門横断的なチームを設置し、全社的な推進体制を整えています。</p> <p>この体制において、環境関連の法令遵守、地球温暖化ガス排出量削減のための省エネルギー対策、ごみの減量、グリーン購入など、各種施策を実行し、その実施状況の検証と見直しを継続的に推進しております。</p> <p>なお、これらの活動内容については、CSRレポートにとりまとめ、社内外に報告しております。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の円滑化と効率性を追求するとともに、会社法および会社法施行規則に基づき、事業運営の適法性・健全性・適正性を確保する体制を整備するため、以下の通り内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス基本規程」に従い、コンプライアンス体制の整備、定期的な教育、研修による周知徹底に努め、法令、定款、社内規則、社会通念等を遵守した職務遂行の体制を確立しております。
- (2)社外取締役、社外監査役を選任することにより、取締役の監督機能の有効性を高めております。
- (3)法令違反等に関する相談、通報に適正に対処する体制として「ヘルプライン」制度を整備しております。
- (4)監査役は、重要な会議の出席、重要書類の閲覧などから、取締役の職務遂行が法令および定款に適合することを検証し、監査機能の実効性向上に努めております。
- (5)当社およびグループ会社における財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、内部統制を構築・運用し、定期的にその有効性を評価しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)株主総会、取締役会、経営会議等の議事録および関係資料等ならびに稟議書、決裁書等の取締役の職務執行にかかる重要な書類について、法令ならびに社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録、保存および管理し、常時閲覧可能とする体制を整備しております。
- (2)個人情報保護や情報セキュリティに関する規程を整備し、重要な情報の安全性を確保しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理に関する諸規程を整備し、各種リスクに対する予防および発生時の対応等について研修、訓練を実施し、リスク管理の実効性を向上させております。
- (2)定期的に「リスク管理委員会」を開催し、事業運営に伴う各種リスクの適正な分析・評価、リスクの予防措置、発生時の対応等を検討し、総合的なリスク管理体制を整備しております。
- (3)事業の特性として食に関わるリスク対策を最重要課題と捉え、「食の安全と信頼委員会」において当社およびグループ会社の食品安全管理基準を制定し、食の安全を確保する体制を構築・運用しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1)取締役会規程、職務分掌・権限規程等に基づき、意思決定ルール、職務分担と権限を明確化し、取締役の職務遂行の効率性を確保しております。
- (2)「取締役会」を原則月1回開催するとともに、取締役会から委嘱された業務執行に関し「経営会議」を開催することにより意思決定の迅速化と職務遂行の効率化を図っております。
- (3)経営機能と業務執行機能の分離、強化を目的として執行役員制度を採用し、業務執行の機動性を高めております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、社内規程において、グループ会社に定期的な報告および重要事項の決定に際しての、事前協議・報告を求めるほか、当社の取締役、執行役員および使用人をグループ会社の役員として派遣し、事業運営の適正性を確保しております。
- (2)当社はリスク管理規程において、リスクの分類に応じて担当部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理しております。
- (3)当社はグループ会社における職務分掌、権限等組織に関する基準を策定し、グループ会社はこれに準拠した体制を構築・運用しております。
- (4)当社およびグループ会社は、「帝国ホテルグループコンプライアンス基本規程」に従い、コンプライアンス体制を整備しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助のため監査役の指揮命令下に専任スタッフを配置し、その任命・解任等の人事については監査役の同意を得ております。

7. 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社ならびにグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、法令および定款に違反する行為、あるいは著しい損害の生じる恐れのある事実の発生、またはその可能性が生じた時には、監査役に報告しております。
- (2)当社ならびにグループ会社は、監査役に報告を行った者に対し、それを理由として不利益な扱いを行っておりません。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役が代表取締役および会計監査人と定期的に会合を持ち、経営上の課題、会社を取り巻くリスクおよび監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、内部監査部門と緊密な連携を保ち、効果的な監査ができる体制を確保しております。
- (2)当社は、監査役が職務執行について生じる費用の請求をした時は、速やかに当該請求に基づき支払いを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的責任において、反社会的勢力に対し組織的に毅然とした態度で臨んでおります。

平素より対応統括部署である総務部が中心となり、関係行政機関や地域企業等と協力し、情報の収集、共有化に努め、コンプライアンスの観点から、反社会的勢力との関係を一切遮断すべく、役員及び全従業員に対し、周知徹底を図っております。

事案発生時には、所轄警察機関ならびに顧問弁護士と連携し、迅速かつ適切に対処する協力体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

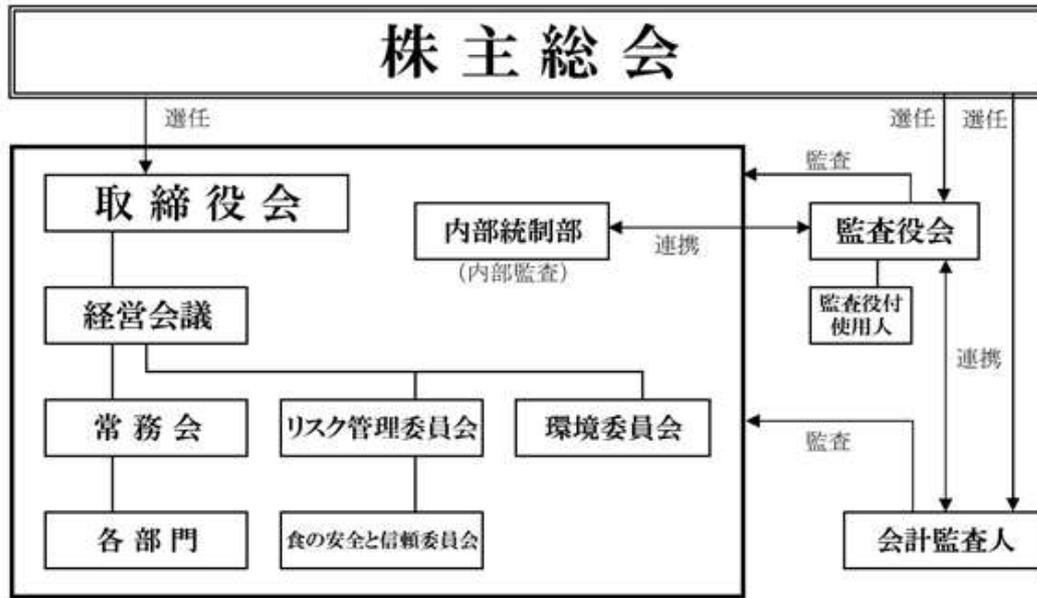
【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要】

当社は金融商品取引法の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に沿って、適時に情報を開示し、経営の透明性の向上を図ることに努め、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っております。

決定事項及び決算に関する情報については、株主総会で決議、あるいは当社取締役会もしくは経営会議で決定され次第、「適時開示規則」に従い、迅速な開示を行っております。

発生事項及びその他重要事項に関する情報については、取締役又は監査役あるいは各部長からの要請に基づいて、常務会もしくはリスク管理委員会を開催し、「適時開示規則」及び予め定めた社内の重要情報の基準あるいは社会通念等に照らして合理的に開示の要否を検討し、直ちに経営会議で決定する体制を敷いております。

内部統制システム概要を含むコーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示に係る社内体制についての模式図

